

# LINDAからのIPニュース



第112号  
2018年7月

## ■ 目次

NEW!

- ◆ 知財ニュース
- ◆ SEPライセンス交渉においてFRAND違反とされる行為について【法規篇】と【判例篇】

## 知財ニュース

### 中国国家知識産権局が特許、商標、地理的表示の統計データを初めて一括的に発表

7月10日、中国国家知識産権局は北京で2018年第3四半期恒例記者会見を開いた。関係者によれば、これは中国国家知識産権局が今年に開いた3回目の記者会見で、国家知識産権局の再編後、初めて社会公衆に向けて特許、商標、地理的表示に関する統計データを発表する記者会見である。この記者会見によれば、2018年前半期、中国の主要知的財産指標は勢いよく上がっている。中国発明特許の出願件数及び登録件数はそれぞれ75.1万件、21.7万件に達し、商標登録の出願件数は358.6万件、新たに受理した地理的表示の申請件数は10件である。

今回発表されたデータによれば、今年前半期、中国発明特許の出願件数は75.1万件で、発明特許の登録件数は21.7万件となっている。そのうち、中国国内発明特許の登録件数は17.1万件である。中国国内登録発明特許において、職務発明は15.9万件と93.2%、非職務発明は1.2万件と6.8%を占めている。2018年6月末まで、中国国内(香港、マカオ、台湾を含まない。)の発明特許の保有件数は合計147.5万件で、1万人あたりの発明特許保有件数は10.6件である。また、今年前半期、中国国家知識産権局は、「特許協力条約」(PCT)に基づく国際特許出願を合計2.3万件受理し、同期比で6.3%増である。そのうち、中国国内のPCT出願は2.16万件で、同期比7.6%増となっている。

2018年前半期、中国商標登録出願件数は358.6万件で、商標審査完了件数は306.5万件である。2018年6月末まで、中国商標の累計出願件数は3142.8万件、累計登録件数は1939.5万件、有効な商標登録件数は1680.7万件であり、平均6.1の市場主体あたりに1件の有効な商標を所有している。地理的表示が認められた団体商標、証明商標は4395件であり、そのうち、外国のものは171件である。また、商標登録までの審査期間は8ヶ月から約7ヶ月に短縮された。

2018年前半期、中国で新たに受理した地理的表示の申請件数は10件、新たに登録した地理的表示保護産品は46個、地理的表示産品のGIマークの使用が新たに認められた企業は135社である。2018年6月末まで

で、地理的表示保護産品は合計2359個であり、そのうち、中国国内のものは2298個、外国のものは61個である。国家地理的表示産品保護のモデル地域は合計24カ所設立され、GIマークの使用が認められた企業は合計8091社であり、生産額は1万億元超である。

記者会見によれば、2018年前半期の特許、商標、地理的表示に関する統計データは主に下記4つの特徴がある。

①中国知的財産の創出・活用が安定のうちやや向上している。中国国内発明特許の登録件数及び保有件数はそれぞれ前年同期比6.5%増、19.5%増となり、1万人あたりの発明特許保有件数が2017年年末に比べて0.8件増加している。商標登録の利便性はより一層高まり、商標登録出願件数は同期比で57.5%増加している。



②中国国内企業のイノベーション主体としての位置付けがさらに強固になる。中国国内発明特許の登録件数及び保有件数のうち、企業が占める割合はそれぞれ63.8%、67.2%である。中国国内企業の存続発明特許の5年以上の存続率は71.2%である。

③中国企業の海外知的財産の出願件数は増加しつつある。今年1～6月に、PCT出願件数100件以上の国内企業が17社に達する。今年1～5月に、マドリッド協定議定書による商標国際登録出願件数は2228件で、同期比80.69%増となり、マドリッド連盟においてランキング第3位である。

④中国知的財産保護環境はさらに改善されている。前半期、中国全国特許行政法律執行処理事件の総件数は同期比29.5%増となる。そのうち、特許紛争処理事件は同期比41.0%増となる。商標摘発事件は1.36万件で、金額が2.1億元超となっている。中国はさらに良好なビジネス雰囲気及びイノベーション雰囲気を構築している。

記者会見において、中国国家知識産権局の関係部門の担当者はそれぞれ特許品質の向上、地理的表示産品の保護、知的財産法律執行の強化、知的財産審査品質及び審査効率の向上等について、メディアからの質問に回答した。

日時：2018年07月11日

情報ソース：中国国家知識産権局

## SEPライセンス交渉においてFRAND違反とされる行為についてー【法規篇】

中国弁理士 胡 靈靈<sup>1</sup>

近年、巨大な商業的利益が関与しているため、SEPは世界中で話題となっている。その中で、SEPに係る訴訟では差止請求権の行使が認められるかについての議論が多い。中国北京市高等裁判所が2017年4月に発表した「特許侵害判定指南」、EUが2017年11月に発表した「Setting out the EU approach to Standard Essential Patents」、中国広東省高等裁判所が2018年4月に発表した「標準必須特許に係る紛争事件の審理に関する手引き(試行)」及び日本特許庁が2018年6月に発表した「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」には、差止請求権の行使が認められるかについての言及がある。この4つでは、いずれもSEPの特殊性を考慮して差止請求権の行使は通常認めるべきではないが、特許権者がFRAND義務を満たしており、実施者が誠実に対応しなかった場合は除くとされていることから、ルールはほぼ共通していると言える。

SEPライセンス交渉において、どのような行為がFRAND違反とされるかについて、中国の「特許権侵害判定指南」、「標準必須特許に係る紛争事件の審理に関する手引き(試行)」及び日本の「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」には具体的な行為がいくつか例示されている。この3つに例示された行為の比較を下表に示す(性質が類似する行為は同じ行に記載する)。下表から明らかなように、この3つに記載のFRAND違反行為は抵触がなく、多くは一致するが、日本特許庁による上記手引きにおいて、FRAND違反行為の説明はより具体的なものである。例えば、秘密保持契約の締結について、同手引きでは、披露する情報に機密情報が含まれるかに基づいて、実施者が秘密保持契約を締結しないことがFRAND違反に該当するかを判断するとの記載がある。

	北京市高等裁判所による「特許権侵害判定指南」	広東省高等裁判所による「標準必須特許に係る紛争事件の審理に関する手引き(試行)」	日本特許庁による「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」
特許権者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許権侵害のことを書面で被疑侵害者に通知しておらず、特許権侵害の範囲および具体的な侵害形態を提示しなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施者に交渉の連絡をしなかったか、又は交渉の連絡をしていても、商慣習や取引習慣に従ってかかる特許の権利範囲を提示しなかった場合</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>被疑侵害者が、特許ライセンス交渉に応じる意思を表明した後、特許権者が商慣習や取引習慣に従って被疑侵害者に特許情報または具体的ライセンス条件を書面で提示しなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施者が特許ライセンス交渉に応じる意思を表明した後、特許権者が商慣習や取引習慣に従って実施者に例示的特許リスト、クレームチャート等の特許情報を提示しなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施者にライセンス交渉を申し込む際に、SEPを特定する資料、クレームチャート等の請求項と標準規格や製品との対応関係を示す資料について、実施者が特許権者の主張を理解できる程度に開示しない</li> <li>実施者に対し、ポートフォリオの内容(ポートフォリオがカバーする技術、特許件数、地域など)を開示しない</li> </ul>

<sup>1</sup>胡 靈靈: 北京林達劉知識産権代理事務所 電気電子部二部部長 中国弁理士

<ul style="list-style-type: none"> <li>被疑侵害者に商慣習や取引習慣に合う応答期限を提示しなかった場合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>検討のための合理的な期間を考慮しない期限を設定した申込みをする</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス条件の交渉において、合理的な理由なく交渉を妨害したかまたは中止した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的な理由なく交渉を妨害したかまたは中止した場合</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス条件の交渉において、明らかに不合理な条件を主張したため、特許ライセンス契約に合意できなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的なライセンス条件及び主張するロイヤルティの算定方法を実施者に提示しなかったか、又は提示したライセンス条件が明らかに不合理なものであるため、特許ライセンス契約に合意できなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判例や比較可能なライセンス条件に照らして明らかに不合理なオファーを最初に提示し、交渉中もそのオファーに執着する</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的な期間内に応答しなかった場合</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>機密情報が含まれていないにもかかわらず、実施者が秘密保持契約を締結しない限りクレームチャート等の請求項と標準規格や製品との対応関係を示す資料を実施者に提供できないと主張する</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>実施者に警告書を送付する前、送付してすぐに又は交渉を開始してすぐに、差止請求訴訟を提起する</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>FRAND条件を提示する前に、優位に交渉を進めることを目的として、FRAND条件によるライセンスを受けようとする意思を表明した実施者に対して、差止請求訴訟を提起する</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>交渉中にもかかわらず、FRAND条件によるライセンスを受けようとする意思を表明した実施者の取引相手に対して、差止請求権を行使する旨の警告書を送付する</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ロイヤルティの算定方法やライセンスの提案がFRAND条件であることの説明をしない</li> </ul>

実 施 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許権者から書面での侵害の通知を受け取った後、合理的な期間内に積極的に応答しなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準必須特許の特許権者からの交渉の申し込みを拒否したか、または交渉の申し込みを受け取った後、合理的な期間内に明確に応答しなかった場合</li> <li>標準必須特許の特許権者が提示した例示的特許リスト、クレームチャート等の特許情報に対して、合理的な期間内に実質的に応答しなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応答が非常に遅いことについての理由を説明せず、あるいは交渉に全く応じないまま、特許を侵害している(又はその可能性がある)技術を使い続ける</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許権者の書面によるライセンス条件を受け取った後、合理的な期間内に特許権者からのライセンス条件を受けるか否かを積極的に回答しなかったか、または特許権者からのライセンス条件を拒否した際、新しいライセンス条件を提案しなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準必須特許の特許権者のライセンス条件を受け取った後、合理的な期間内に実質的に応答しなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許権者から提案されたライセンス条件がFRAND条件を満たすことについて具体的な根拠が示されているにもかかわらず、FRAND条件の対案を何ら提示しない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的な理由なく、ライセンス交渉を妨害したり、遅延させたりしたか、またはライセンス交渉への参加を拒否した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的な理由なく、ライセンス交渉を遅延させたか、またはライセンス交渉への参加を拒否した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許権者が他者との秘密保持契約があるため開示できないような情報を提供することを執拗に求めることなどにより、交渉を遅延させる</li> <li>実質的に意味のない回答を繰り返す</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス条件の交渉中に、明らかに不合理な条件を主張したため、特許ライセンス契約に合意できなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提示した実施条件が明らかに不合理なものであるため、特許ライセンス契約に合意できなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判例や比較可能なライセンス条件に照らして明らかに不合理な最初の対案を提示し、交渉中もその対案に執着する</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的な理由なく秘密保持契約の締結を拒否し、交渉が継続できなかった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許権者が機密情報を含む詳細なクレーム解釈を有するクレームチャートを提供することを要求しながら、秘密保持契約の締結に一切応じない、あるいは秘密保持契約の条件修正を繰り返して交渉を遅延させる</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>SEPの必須性・有効性についての全ての根拠がそろわない限り交渉を開始しないと主張する</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の他の実施者と結託して、他の実施者がライセンスを取得していないことをもって、ライセンスの取得を頑なに拒む</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>ロイヤルティの算定方法や対案がFRAND条件であることの説明をしない</li> </ul>

## SEPライセンス交渉においてFRAND違反とされる行為についてー【判例篇】

大きな注目を集めた西電捷通がソニーを訴えた訴訟と、華為がサムスンを訴えた訴訟は、今年判決が続々と出されている。これらの判決はいずれも、特許権者がFRAND義務を満たしており、実施者が誠実に対応しなかったとして、侵害の差止めを認めた判決である。各判例において中国の裁判所が上記のような結論を出した理由を以下のとおり整理する。下記の理由から、これらの判例におけるFRAND違反有無の判断基準は、上記中国及び日本の手引きと一致することが分かる。

### 西電捷通VSソニー

(一審: 北京知的財産裁判所(2015)京知民初字第1194号、二審: 北京市高等裁判所(2017)京民終454号)

#### ・実施者であるソニーがFRAND違反と判断された理由

ソニー移動通信製品(中国)有限公司(以下、「ソニー中国社」という)は、西電捷通社にクレームチャートの提示を求めた後、「秘密保持契約を締結せずに、クレームチャートを提示する」よう求めた。最終的には、「西電捷通が主張した権利を全面的に評価してこれらの特許が合理的な価値を有すると確認できる前に、西電捷通とビジネス交渉を一切行わない」旨を表明した。また、交渉において、交渉を促進する提案を一切示さず、交渉を遅延させる故意が明らかであった。訴訟段階においても、ソニー中国社は明確なライセンス条件を提示せず、裁判所に自社が主張するロイヤルティやこの金額を上回る担保金を提供せず、ライセンス交渉を誠実にやる意思を示さなかった。よって、ソニー中国社は、交渉中に明らかな過ちがあった。

#### ・特許権者である西電捷通社がFRAND違反と判断されなかった理由

クレームチャートは、一般に請求項、技術標準に関する解釈及び説明を含み、特許権者の機密情報に関連し得るものである。そのため、秘密保持契約の締結を条件にクレームチャートを提示するとした西電捷通社の行為は合理的である。

### 華為VSサムスン

(一審: 広東省深セン市中等裁判所、(2016)粵03民初840号、(2016)粵03民初816号)

(\* 関連事実が同一であるため、2つの判決書におけるFRAND違反有無に関する説明はほぼ同じである)

(過程面)サムスン社は明らかな過ちがあり、FRAND違反に該当する。一方、華為社は明らかな過ちがなく、FRAND違反に該当しない。

#### ・実施者であるサムスン社がFRAND違反と判断された理由について

1. サムスン社は、標準必須特許のクロスライセンス交渉において、交渉の範囲や前提条件について、標準必須特許と非標準必須特許の抱き合わせライセンスの提案に執着し、標準必須特許のみのクロスライセンス交渉を拒否し、クロスライセンス交渉を大きく遅延させた。

2. サムスン社は、華為社との標準必須特許のクロスライセンス交渉において、技術の面で、華為が提示し



た標準必須特許のクレームチャート(CC)に対して積極的に応答せず、クロスライセンス交渉を遅延させた。

3. サムスン社はオファーの対応を怠け、積極的にオファーを提示しておらず、華為社からのオファーを受け取った後に対案を提示しなかったことから、サムスン社には悪意により交渉を遅延させるという主観的な過ちがあったことは明らかである。

4. 双方の交渉において、華為社は交渉の慣例に従って、中立する第三者による仲裁を通して標準必須特許のクロスライセンスを成功させようとしたが、サムスン社は合理的な理由がなく拒否したことから、サムスン社には悪意により交渉を遅延させるという主観的過ちがあったことは明らかである。

5. 裁判所が斡旋した双方の標準必須特許のクロスライセンス交渉において、サムスン社は実質的な和解提案を示さず、交渉を遅延させる悪意が明らかで、主観的過ちがあった。

・ 特許権者である華為社がFRAND違反と判断されなかった理由について

1. 標準必須特許のクロスライセンス交渉の範囲について、華為社は、双方の標準必須特許のみを対象とすることを明確に提案した。この提案は業界の慣例に合っている。

2. 技術交渉について、華為社は約束に従って、標準必須特許のリストとクレームチャート(CC)をサムスン社に提示し、サムスン社のクレームチャート(CC)に対する評価を書面でタイムリーにサムスン社に送付した。

3. オファーについて、2011年7月に交渉開始から2016年5月に本裁判所にサムスン社を提訴するまで、華為社は、サムスン社に対し、標準必須特許のライセンスに関するオファーを合計6回行った。

4. 5年間にわたった交渉はクロスライセンスの合意が達成できなかったため、2016年8月8日に、華為社は、双方間の紛争を、中立する仲裁機関を通して解決したい旨をサムスン社に伝えるとともに、仲裁合意書を送付した。また、サムスン社と仲裁により紛争を解決することに合意した場合、サムスン社に対する差止め訴訟を取り下げる旨を表明した。

5. 本裁判所による調停において、華為社は、指定期間(40日間)内に標準必須特許のライセンスに関するオファーを提示した。また、サムスン社が華為社の標準必須特許のオファーに対し非実質的な応答をした後、華為社はサムスン社のオファーに対し、遅延なくタイムリーに応答した。

6. 華為社は、サムスン社との交渉において、シャープから買収した特許を、サムスン社に対するライセンスの範囲に含ませた。華為社は、シャープから買収したファミリー特許の数を、サムスン社へ明確に伝えなかったため、双方の交渉にある程度マイナスな影響を及ぼしたことについて、過ちがあった。しかし、その後、華為社は、シャープからファミリー特許を買収した事実をサムスン社に明確に伝えたため、華為社の過ちが交渉全体

の進行に大きな影響を与えず、標準必須特許のクロスライセンス交渉における明らかな過ちに該当しない。

(実体面) 華為社がサムスン社に提示したオファーはFRAND条件を満たしている。サムスン社が華為社に提示したオファーはFRAND条件を満たしていない。

・実施者であるサムスン社がFRAND違反と判断された理由について

1. 華為社とサムスン社とは、世界で保有する標準必須特許の実力がほぼ同じである(明らかな差がない)。サムスン社が華為社に提示したオファーによると、サムスン社が華為社に求めるロイヤルティ料率は、華為社がサムスン社に求めるロイヤルティ料率の3倍である。また、サムスン社の世界で保有する3G/UMTS標準必須特許の実力が同社の4G/LTE標準必須特許の実力よりも弱く、サムスン社が2011年7月25日にアップル社に提示した一方だけのUMTS標準必須特許のロイヤルティ料率は2.4%であった。これと比較して、サムスン社が華為社に提示した3G、4G標準必須特許のロイヤルティ料率はほぼU倍高くなっている(\*この倍数は機密情報に関連するため、判決書において隠されている)。ライセンス交渉において、ロイヤルティ交渉に余地を残すために、最終契約で合意するロイヤルティとはある程度異なるロイヤルティを最初に提案したり、交渉の進捗に応じてロイヤルティ料率を調整したりすることはあり得るものの、標準必須特許の価値及び双方の標準必須特許の実力対比から大きく外れたロイヤルティのオファーは提示すべきではない。サムスン社は、華為社とサムスン社の保有する標準必須特許の実力から明らかに外れたオファーを提示したため、FRAND違反となり、主観的悪意が存在する。

2. サムスン社が提示したロイヤルティ料率は、華為社がIDCを訴えた訴訟におけるロイヤルティを参酌したものである。華為社とIDCとの訴訟判決で確定したロイヤルティ料率は、世界での標準必須特許のロイヤルティ料率ではなく、中国において華為社がIDCに支払うべき中国の標準必須特許のロイヤルティ料率である。華為社とサムスン社との間のクロスライセンス交渉は、世界で保有している標準必須特許が対象であるため、華為社とIDCとの訴訟におけるロイヤルティを参酌することができない。また、標準必須特許を実施せず特許権の行使だけで収益を上げるIDCと、世界中で標準必須特許の実施もしている華為社及びサムスン社とは比べられるものではない。華為社が提示したIDCとのライセンス契約により証明されたように、広東省高等裁判所による当該訴訟の終審判決が出た後、華為社とIDCは新しいグローバルライセンス契約を締結して履行した。判決で確定した中国標準必須特許のロイヤルティ料率は新しい契約において適用されていない。よって、広東省高等裁判所の終審判決で確定したIDCの中国でのロイヤルティ料率は、本件において参酌すべきものではない。つまり、特許権者の特徴、ライセンスされる標準必須特許の範囲、地域範囲等の観点から、サムスン社が華為社とIDCとの訴訟判決におけるロイヤルティ料率を参酌して提示したオファーは、明らかに不合理である。

・特許権者である華為社がFRAND違反と判断されなかった理由について

1. 華為社がサムスン社に提示した、4G標準必須特許を中心に、3G標準必須特許も含むオファーは業界慣例に合っている。

2. 標準必須特許者である華為社がサムスン社に提示した上記オファーは、ロイヤルティ料率及び携帯電話1台当たりのロイヤルティを含むものであり、FRAND条件を満たしている。華為社が提示したオファーは、法的



性質が申し込みである。華為社の上記オファー（申し込み）は、全世界の標準必須特許の実力、3G及び4G分野の標準必須特許の累積ロイヤルティ料率及びサムスン社の携帯電話の市場販売情報等を考慮したものである。よって、華為社が自社の標準必須特許の実力に基づいて合理的な範囲内で提示したこのオファーは、華為社の標準必須特許の実力から大きく外れるものではない。被申し込み者であるサムスン社は価格を交渉する余地がある。よって、本裁判所は、華為社の上記オファーがFRAND条件を満たしていると判断する。



3. 標準必須特許のロイヤルティがFRAND条件を満たすかどうかを判断する際に、確かに業界の合理的な利益という要因を考慮する必要がある。本裁判所がこれまで考察した業界の累積ロイヤルティ料率及び特許権者の特許の実力の割合に基づいて算定した適切なロイヤルティ料率は、事業の合理的な利益の取得を考慮したものである。サムスン社が提示した、Strategy Analytics社の2014年第3四半期、2015年第3四半期、2016年第3四半期に出荷された携帯電話1台当たりのグローバル営業利益のデータ報告（原告がサムスン社に提示したロイヤルティのオファーが明らかに合理的ではないため、サムスン社が合理的な販売利益を得ることができず、原告がFRAND違反であるという主張を証明するための証拠）によれば、各メーカーが取得した利益は高いものも低いものもあり、いずれも市場競争の結果である。各メーカーが利益を取得できるかは、そのメーカー自らの要因及び様々な市場要因による影響を受けている。各メーカーが取得した携帯電話の利益は、そもそも知的財産権のロイヤルティを含むコスト要因を除いたものである。被告が提示した上記証拠に示された営業利益は期間が限られているため、サムスン社の携帯電話のグローバル営業利益の状況を全面的に反映することができず、携帯電話の売り上げにおけるロイヤルティの割合及びロイヤルティによる営業利益への影響も反映できない。一方、標準必須特許制度の順調な実施を確保する観点から、標準必須特許者が合理的な対価を取得できることも考慮しなければならない。よって、被告が提示したこの証拠は、華為社がサムスン社に提示したオファーでは、サムスン社が合理的な営業利益を取得できないことを証明できない。

（今回のIPNEWSに掲載している写真は、弊所商標弁理士の姚敏が撮影したものです。）

責任者： 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学(Chixue WEI)  
 社長 弁理士 劉 新宇(Linda LIU)  
 担当者： 所員 キン 英芳(Yingfang JIN) 張 輝(Ashley ZHANG)

北京林達劉知識産権代理事務所 企画室  
 (Business Development Department, LINDA LIU & PARTNERS )  
 〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階  
 Tel : 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)  
 Fax : 86-10-5957-5201 (代表)  
 E-mail: [ipnews@lindapatent.com](mailto:ipnews@lindapatent.com)  
 Website: <http://www.lindapatent.com>